

## 目 次

会期日程 .....	1
議決一覧 .....	2

### ◇ 11月29日（月）

出欠議員氏名 .....	3
地方自治法第121条による出席者 .....	4
開 会 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
議案一括上程 .....	6
市長の提案理由の説明 .....	6
議案質疑 .....	7
討論・採決 .....	11
閉 会 .....	12

## 令和3年第4回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期 1 日間 11月29日

日次	月　　日	開議時刻	区　分	日　　　　　　程
第1日	11月29日(月)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案一括上程、提案理由説明
		本会議後	委員会	合同常任委員会（議案の詳細説明）
		委員会後	本会議	議案質疑、討論・採決、閉会

## 令和3年第4回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第81号	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	11月29日	原案可決
議案第82号	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	11月29日	原案可決
議案第83号	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	11月29日	原案可決
議案第84号	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	11月29日	原案可決

令和3年第4回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	令和3年11月29日				
招集場所	嬉野市議会議場				
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年11月29日 午前10時00分			議長 田中政司
	閉会	令和3年11月29日 午前10時43分			議長 田中政司
応(不応)招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名
	1番	山口卓也	出	9番	森田明彦
	2番	諸上栄大	出	10番	辻浩一
	3番	諸井義人	出	11番	山口忠孝
	4番	山口虎太郎	出	12番	山下芳郎
	5番	宮崎一徳	欠	13番	山口政人
	6番	宮崎良平	出	14番	芦塚典子
	7番	川内聖二	出	15番	梶原睦也
	8番	増田朝子	出	16番	田中政司

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	
	副市長	池田英信	統括保健師	
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	
	総合戦略推進部長		農業政策課長兼農業委員会事務局長	
	市民福祉部長	筒井八重美	茶業振興課長	
	産業振興部長	中村はるみ	観光商工課長	
	建設部長	井上元昭	農林整備課長	
	教育部長	大久保敏郎	建設課長	
	観光戦略統括監	近藤光則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長	小池和彦	会計管理者兼会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	白石伸之		

## 令和3年第4回嬉野市議会臨時会議事日程

令和3年11月29日（月）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第82号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案質疑  
議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第82号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について  
議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 討論・採決  
議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第82号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について  
議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

## 午前10時 開会

### ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第4回嬉野市議会臨時会に御出席をいただきまして御苦労様です。

議席番号5番宮崎一徳議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．本定例会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に8番増田朝子議員、9番森田明彦議員、10番辻浩一議員を指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議のとおり本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。御了承ください。

日程第3．議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4．議案第82号 嬉野市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、日程第5．議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第6．議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての4件の議案を一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

### ○市長（村上大祐君）

皆さんおはようございます。本日、令和3年嬉野市議会臨時会第4回の開会に当たりまして、議員の皆様の日頃の御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対する御理解、御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、今臨時会に提出をいたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

提出案件は、条例の改正4件について御審議をお願いするものでございます。

議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第82号 嬉野市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の

一部を改正する条例について、議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての4件でございますが、これらはいずれも本年度の国の人事院勧告及び佐賀県人事委員会の勧告内容を佐賀県に倣って改正するもので、市議会議員、市長などの特別職並びに職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当をそれぞれ減額するものです。

以上で本議会に提案いたしました議案等につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては、この後、担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（田中政司君）

会議を再開します。

日程第7. 議案質疑を行います。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

なお、議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

議案第82号から議案第84号までのことについて、今年度の人事院勧告を受けて改正するわ

けですけれども、これが来年の4月1日からとなっております。今日臨時会をするようであれば今年度の給与からでも間に合うのではないかなと思っておりますけれども、来年度からするという理由はどこにあったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらの条例の施行につきましては、今年度分の減額につきましては12月の期末手当から適用するということになります。4月1日からの施行は、いわゆる2条のほうですね、減額になった後の割合については2つに均等に分けますので、これを来年度の分から適用するという形になります。

会計年度任用職員の減額の見送りについては、御説明したように今年度の任用の条件がございますので、来年度の採用の条件に今回改正した内容での期末手当が条件になるという形になります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

全般的にでございますけれども、国のはうの給与改定、それから、県の人事委員会の勧告ということで理由が始まっているわけでございますけれども、毎回思うところが、これをするに当たった背景といいますか、そういったものは、各自治体に国、もしくは県の人事委員会あたりからそういうものというのについてこないんでしょうか。国レベルの考え方と地方自治体とは随分差があるはずなんですけれども、こういった画一的な勧告というのが果たしていいのかなと思うところもございますので、そういう背景的なものがもう一つ附属してついてきているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

最終的な給与の決定に関する答弁というのは、私のほうではお答えできませんけれども、現状を申し上げますと、今回の勧告につきましては、議員、特別職につきましては国の人事院勧告ですね。そして、職員については佐賀県の人事委員会の勧告を基にしております。

佐賀県の人事委員会の勧告は、県内企業の平均的な賃金のデータを取って決定されたもので、そこで結果的に国と県の減額率が同じになったということなので、職員の場合は県の人

事委員会の勧告を基にしているということでございます。

これまで昇給とか減給、そういうのに関しては、原則それぞれの自治体で判断するものでございますけれども、そういった経済状況ですとか、佐賀県の周辺の自治体とか、国の状況とか、そういったものを勘案して決めてくるに当たって、今までずっと人事院勧告と佐賀県の人事委員会の勧告に倣ってきていると。そして、佐賀県においてはどこの自治体も同様な措置をされているというふうな経緯があって、その経緯の中で今回の御提案があるということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

今、御説明いただいたところはよく分かります。私が素朴にお尋ねをしたかったのは、先ほどちょっと申されましたけれども、国内の経済状況とか、分かりやすく言えば国の財源的な問題とか、そういったものが勧告の中に盛り込まれているのかなというのをお聞きしたかったところですけれども、そういう具体的なところは示されていないんですね。その確認だけできればいいです。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

これも状況としてあるということでですね。知る限りで申し上げますと、国家公務員の人事院勧告の適用については、職員は0.15月引き下げるという勧告は受け入れるわけですから、実際に期末手当の減額は12月からではなく来年6月の期末手当から減額するという方向で給料関係閣僚会議のほうで調整があったようでございます。

ただし、佐賀県につきましては、県の勧告に基づいて0.15月引き下げるというのを勧告どおり12月の期末手当から差し引くと、今年度の支給額から差し引くという判断をされて、県内自治体はそれに倣っているという形になっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほど合同常任委員会では、100分の幾らとか全体的なことを説明いただきましたけれども、例えば、職員の方の平均給与は試算として大体どれくらい金額として減額になるんでしょうかということでお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

平均給与についてはデータは出していないので、ちょっとこの場ではお答えできません。

申し訳ございません。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私ども、100分の幾らとかなかなか理解しにくいところが——理解というか、自分の中でもちょっと分からぬところがあつてですね。実際よくあるのが、例としてこれくらいだったらこれくらいに下がりますとかというのをお示しいただければ分かりやすいかなと思って質問させていただきました。今後そういう説明の中でお示しいただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらそれぞれの役職ですね、特別職職員、それから、議員も含めてなんですけれども、それぞれの方の期末手当率というのがそれぞれの条例で決まっております。それは率が決まっているわけでございまして、もらっている報酬とか給与の額が人それぞれ違うけんが、それに期末手当率、職員の場合でしたら勤勉手当ですね、その率を掛けておりますので、ちょっとなかなか一概には言われんとですけれども、条例に基づく率をそれがもらっている報酬、給与の額に掛けていただければ出るというものでございますので、その辺り御参考にしていただけるのかなと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件についての質疑を終わります。

ここで、議案質疑を踏まえての討論のため時間を設けます。

10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（田中政司君）

会議を再開します。

日程第8. 討論・採決を行います。

それでは、議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

議案第81号について採決をします。

議案第81号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第81号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第82号 嬉野市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

議案第82号について採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第82号 嬉野市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてについては可決しました。

次に、議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

議案第83号について採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第83号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてについては可決しました。

次に、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

議案第84号について採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてについては可決しました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑、討論・採決など全ての日程が終了をいたしました。

お諮りします。本臨時会において議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長　田中政司

署名議員　増田朝子

署名議員　森田明彦

署名議員　辻浩一